

# 民商だより

須崎民主商工会

〒785-0034 須崎市大間本町11-20  
TEL 0889-42-5201 FAX 0889-42-9240  
メールアドレス susakiminsyo@gmail.com

消費税  
インボイス  
中止

## 定額減税について

令和6年分の所得税・令和6年度分の住民税について、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族(居住者に限る)が定額減税されます。

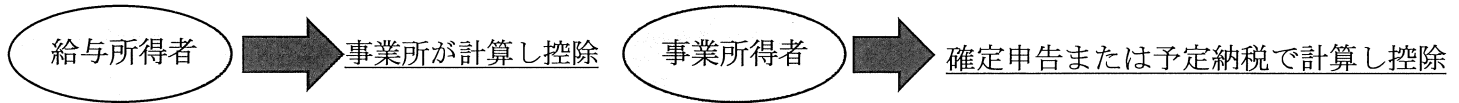
### 【減税額】

1. 本人(居住者のみ) 所得税3万円・住民税1万円
2. 同一生計配偶者または扶養親族(居住者のみ) 1人につき所得税3万円・住民税1万円  
例) 本人+配偶者+子供(2人)の世帯の場合 所得税12万円 住民税4万円となります。

### 【実施方法】

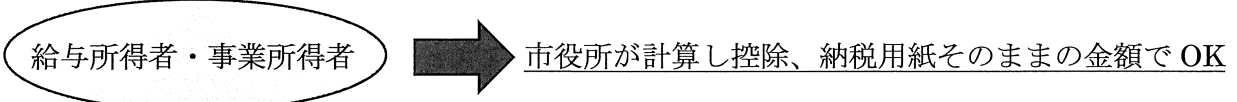
#### 所得税

1. 給与所得者…令和6年6月1日以降に支払われる給与から差し引かれます。
2. 事業所得者…令和6年分の確定申告時に適用  
予定納税の対象者については令和6年6月以降に通知される予定納税額から本人分に係る金額が控除されます。同一生計配偶者または扶養親族に係る金額は予定納税の減額申請手続きにより控除が可能です



#### 住民税

1. 給与所得者…令和6年6月分は徴収されず、令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均等に徴収されます。
2. 事業所得者…定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6)年6月分の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6)年8月分以降の税額から、順次控除されます。



給与を払っていて源泉徴収をしている事業者の方、必ず下記学習会に参加ください。  
6月1日以降、従業員等に対して支払う給与で天引きする源泉徴収税から定額減税が適用されます。今までの徴収方法・徴収額とは異なり今年は控除額があります。  
徴収額を間違えないよう制度を理解しましょう。

6月19日(水)		
多ノ郷公民館2階大会議室		
1	13:00	定額減税学習会
	?	
	14:00	
2	14:00	記帳教室
	?	

